

亀山市告示第52号

亀山市地域まちづくり交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市地域まちづくり交付金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市地域まちづくり交付金交付要綱（平成29年亀山市告示第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>目次</u>	[目次を付する。]
<u>第1章 総則（第1条—第3条）</u>	
<u>第2章 均等割及び人口割交付金（第4条—第12条）</u>	
<u>第3章 地域活性化支援事業交付金（第13条—第16条）</u>	
<u>第4章 地域介護予防支援事業交付金（第17条—第21条）</u>	
<u>第5章 基金（第22条—第24条）</u>	
<u>第6章 雑則（第25条—第27条）</u>	
<u>附則</u>	
<u>第1章 総則</u>	[章名を付する。]

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(<u>交付金の名称及び種類</u>)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 <u>交付金の種類は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>均等割及び人口割交付金 協議会</u> <u>の数及び協議会の区域の人口に応じて</u> <u>限度額を算定し全ての協議会に交</u> <u>付する交付金</u></p> <p>(2) <u>地域活性化支援事業交付金 地域</u> <u>の活性化を目的とした自主的かつ主</u> <u>体的な取組に対して交付する交付金</u></p> <p>(3) <u>地域介護予防支援事業交付金 社</u> <u>会参加活動を通じた介護予防に資す</u> <u>る地域活動を継続的に行う取組に対</u> <u>して交付する交付金</u></p> <p>(交付金の交付対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>第2章 均等割及び人口割交付金</u></p> <p>(交付金の交付対象経費)</p> <p>第4条 <u>均等割及び人口割交付金の交付</u> の対象となる経費は、協議会が実施す る条例第5条に掲げる事業及び協議会 の事務に要する経費のうち市長が必要 と認めるものとする。</p> <p>(交付金の限度額)</p> <p>第5条 <u>均等割及び人口割交付金の額は、</u> <u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各</u> <u>号に定める額を限度とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(交付金の名称)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>[項を加える。]</p> <p>(交付金の交付対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>[章名を付する。]</p> <p>(交付金の交付対象経費)</p> <p>第4条 <u>交付金の交付の対象となる経費</u> は、協議会が実施する条例第5条に掲 げる事業及び協議会の事務に要する経 費のうち市長が必要と認めるものとす る。</p> <p>(交付金の限度額)</p> <p>第5条 <u>交付金の額は、別表に定めると</u> <u>ころにより算出した額の合計額を限度</u> <u>とする。</u></p>
--	---

(1) 均等割額 当該年度の交付金の均等割額と人口割額の予算総額（以下単に「総額」という。）に100分の50を乗じ、規則別表左欄に掲げる協議会の数で除して得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

[号を加える。]

(2) 人口割額 総額に100分の50を乗じ、当該年度の前年度の10月1日現在の市の人口（住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）で除し、同日現在の規則第2条で定める協議会の区域の人口を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

[号を加える。]

(交付金の交付申請)

(交付金の交付申請)

第6条 均等割及び人口割交付金の交付を受けようとする協議会（以下「申請者」という。）は、亀山市地域まちづくり交付金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

第6条 交付金の交付を受けようとする協議会（以下「申請者」という。）は、亀山市地域まちづくり交付金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

(交付金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、均等割及び人口割交付金の交付を決定し、亀山市地域まちづくり交付金交付決定通知書（様式

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定し、亀山市地域まちづくり交付金交付決定通知書（様式第2号）により申

第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による均等割及び人口割交付金の交付の決定に必要な条件を付することができる。

(交付金の交付請求)

第8条 均等割及び人口割交付金の交付の決定を受けた協議会(以下「交付決定者」という。)は、均等割及び人口割交付金を請求しようとするときは、亀山市地域まちづくり交付金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 [略]

(実績の報告)

第10条 [略]

(交付金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適切と認めたときは、均等割及び人口割交付金の額を確定し、亀山市地域まちづくり交付金交付確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、均等割及び人口割交付金の交付の

請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付金の交付の決定に必要な条件を付することができる。

(交付金の交付請求)

第8条 交付金の交付の決定を受けた協議会(以下「交付決定者」という。)は、交付金を請求しようとするときは、亀山市地域まちづくり交付金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 [略]

(実績の報告)

第10条 [略]

(交付金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適切と認めたときは、交付金の額を確定し、亀山市地域まちづくり交付金交付確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一

決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により均等割及び人口割交付金の交付を受けたとき。

[(2) 略]

(3) 均等割及び人口割交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) その他市長が均等割及び人口割交付金の交付を不相当と認めたとき。

第3章 地域活性化支援事業交付金

(交付金の交付対象事業)

第13条 地域活性化支援事業交付金の交付の対象となる事業は、協議会が実施する条例第5条各号に掲げるいずれかの事業（1の年度内に実施するものに限る。）で、地域の活性化及びコロナ禍からの回復に寄与すると市長が認めるものとする。

(交付金の交付対象経費)

第14条 地域活性化支援事業交付金の交付の対象となる経費は、前条の交付対象事業の実施に要する経費のうち市長が必要と認めるものとする。

(交付金の限度額)

第15条 地域活性化支援事業交付金の

部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。

[(2) 略]

(3) 交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) その他市長が交付金の交付を不相当と認めたとき。

[章を加える。]

額は、第13条の交付対象事業の実施に要する経費と30万円を比較して、いずれか少ない額を限度とする。

(準用)

第16条 第6条から第12条までの規定は、地域活性化支援事業交付金の交付について準用する。この場合において、第6条から第8条まで、第11条及び第12条中「均等割及び人口割交付金」とあるのは、「地域活性化支援事業交付金」と読み替えるものとする。

第4章 地域介護予防支援事業交付金

(交付金の交付対象事業)

第17条 地域介護予防支援事業交付金の交付の対象となる事業は、亀山市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱（令和2年亀山市告示第130号）第4条に規定する事業であって、当該事業を開始した日の属する年度から起算して4年度以上継続しているものとする。

(交付金の交付対象経費)

第18条 地域介護予防支援事業交付金の交付の対象となる経費は、前条の交付対象事業の実施に要する経費のうち市長が必要と認めるものとする。

(交付金の限度額)

第19条 地域介護予防支援事業交付金

[章を加える。]

の額は、第17条の交付対象事業の運営に要する経費と10万円を比較していずれか少ない額を限度とする。

(準用)

第20条 第6条から第12条までの規定は、地域介護予防支援事業交付金の交付について準用する。この場合において、第6条から第8条まで、第11条及び第12条中「均等割及び人口割交付金」とあるのは、「地域介護予防支援事業交付金」と読み替えるものとする。

(交付回数)

第21条 地域介護予防支援事業交付金は、1の協議会につき1の年度において1回に限り交付する。

第5章 基金

(基金の設置等)

第22条 協議会は、条例第5条に掲げる事業について、後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため、基金を設置し、第3項の規定による承認を受けた日の属する年度からその翌々年度までの間に限り、第2章の規定により交付する均等割及び人口割交付金の一部を積み立てることができる。

[2～5 略]

(基金事業)

[章名を付する。]

(基金の設置等)

第13条 協議会は、後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため、基金を設置し、第3項の規定による承認を受けた日の属する年度からその翌々年度までの間に限り、交付金の一部を積み立てることができる。

[2～5 略]

(基金事業)

第23条 [略]

(基金の管理)

第24条 第22条第3項の規定による承認を受けた基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

[2 略]

第6章 雑則

(財産処分の制限)

第25条 [略]

(見直し)

第26条 [略]

(その他)

第27条 [略]

[別表を削る。]

第14条 [略]

(基金の管理)

第15条 第13条第3項の規定による承認を受けた基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

[2 略]

[章名を付する。]

(財産処分の制限)

第16条 [略]

(見直し)

第17条 [略]

(その他)

第18条 [略]

別表 (第5条関係)

区分	交付金の限度額の算定
均等割額	当該年度の交付金の予算総額（以下単に「総額」という。）に100分の50を乗じ、規則別表左欄に掲げる協議会の数で除して得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
人口割額	総額に100分の50を乗じ、当該年度の前年度の10月1日現在の市の人口（住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）

	<p>で除し、同日現在の規則第2条で定める協議会の区域の人口を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>
--	--

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第1号中 「

交付申請額		円
-------	--	---

」を

「

交付金の種類	
交付申請額	円

」に改める。

様式第2号中 「

交付決定額		円
-------	--	---

」を

「

交付金の種類	
交付決定額	円

」に改める。

様式第3号中 「請求金額 _____ 円」を 「交付金の種類
請求金額

_____ に改める。
_____ 円」

様式第4号中 「

交付決定額		円
-------	--	---

」を

「

交付金の種類	
交付決定額	円

」に改める。

様式第5号中 「

交付確定額		円
-------	--	---

」を

交付金の種類		に改める。
交付確定額	円	

様式第6号中「第13条関係」を「第22条関係」に、「第13条第2項」を「第22条第2項」に、「交付金を積み立て」を「交付金（均等割及び人口割交付金）を積み立て」に改める。

様式第7号中「第13条関係」を「第22条関係」に、「第13条第3項」を「第22条第3項」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「第13条関係」を「第22条関係」に、「第13条第4項」を「第22条第4項」に改める。

様式第10号中「第14条関係」を「第23条関係」に、「第10条」を「第23条」に改める。

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和6年4月1日から施行する。
(亀山市地域活性化支援事業補助金交付要綱の廃止)
- 亀山市地域活性化支援事業補助金交付要綱（平成26年亀山市告示第51号）は、廃止する。